

令和7年度 標津町一般廃棄物処理実施計画

<ごみ処理編>

1. 対象区域 標津町全域
2. 対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

ごみの排出抑制・再資源化は、循環型社会形成において、優先的に行うべき行動であり、住民、事業者並びに標津町がそれぞれ適切な役割を分担し、協働して積極的な取り組みを推進する。

(1) 住民の役割

- ① 購入しても使用しない無駄な物の購入を控えるよう努める。
- ② 再生品や再利用できる容器を使った商品(リターナブルびんなど)の利用に努める。
- ③ 使い捨て商品の購入を控えるよう努める。
- ④ マイバッグの持参や過剰包装の辞退により、レジ袋などのごみを削減する。
- ⑤ フリーマーケットや不用品交換の場への参加に努める。
- ⑥ 食材を使い切る、食べ残しを発生させない等により、食品ロスを削減する。

(2) 事業者の役割

- ① 過剰包装を抑制し、簡易包装の促進に努める。
- ② 繰り返し使用できる製品や、長寿命製品、詰め替え製品(リターナブルびんなど)、廃棄する割合の少ない商品の製造・販売に努める。
- ③ 製品が廃棄される時点で、リサイクルしやすい製品の開発・販売に努める。
- ④ 店頭回収等の自主回収を行える。
- ⑤ 食品を必要以上に作りすぎないように努め、食品ロスを削減する。

(3) 町の役割

- ① ホームページやパンフレットを活用した住民や事業者に向けたごみの減量化に資する情報(ごみ分別方法含む)の普及啓発及び必要に応じた指導の実施に努める。
- ② 住民・事業者・町の役割分担を明確にし、ごみの減量化・再生利用に関する計画的な施策の推進に努める。
- ③ 庁用品、公共事業における再生品の使用に努める。
- ④ ごみ問題の学習と啓発を推進するため、施設見学や出前講座等の環境学習の支援に努める。
- ⑤ 資源ごみの効率的な回収のために、分別・分類方法の見直し、排出しやすい環境作りの検討などを積極的に行う。
- ⑥ 住民負担の適正化に努める。

4. ごみの適正処理の推進

- (1) 収集方法 分別して排出し、指定日に戸別収集を行う。

(2) 収集、運搬体制及び処理計画量

① 処理計画量

一般廃棄物の種類	収集運搬の主体	収集・処理計画量	収集回数	搬入先
燃やせるごみ	委託業者	930 t	1週2回	根室北部広域ごみ処理施設
燃やせないごみ		90 t	2週1回	根室北部衛生組合
粗大ごみ		90 t	2週1回	一般廃棄物最終処分場
びん類		45 t	2週1回	根室北部廃棄物処理広域連合 リサイクルセンター くるっと
カン類		23 t	2週1回	
ペットボトル(白色トレイ含)		17 t	1週1回	
プラスチック製容器包装		26 t	1週1回	
紙製容器包装		12 t	2週1回	
新聞紙		53 t	2週1回	
雑誌類		65 t	2週1回	
ダンボール		42 t	2週1回	
紙パック		1 t	2週1回	

※ 危険ごみは「燃やせないごみ」に含む。

② 資源化の促進

一般廃棄物の種類	再資源化の方法
びん類	根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターくるっとで、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラスに分別し、公益財団法人容器包装リサイクル協会に処理委託
カン類	根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターくるっとで圧縮・梱包し、公益財団法人容器包装リサイクル協会に処理委託
ペットボトル(白色トレイ含)	
プラスチック製容器包装	
紙製容器包装	
新聞紙	根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターくるっとで圧縮・梱包し、民間業者へ売却
雑誌類	
ダンボール	
紙パック	
危険ごみ	蛍光管及び乾電池を標津町清掃センターで分別し、再生処理事業者に処理委託
鉄くず	標津町清掃センターで分別し、民間業者に売却

(3) 町が収集、処理しない一般廃棄物

収集しないごみ	内容	処分方法
家電リサイクル対象製品・パソコン	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン	販売店に引取依頼又は指定引取先に持ち込み
処理困難物	タイヤ、バッテリーなど	各販売店に問い合わせ

(4) 多量の一般廃棄物の処理計画

多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、減量に関する計画の作成と提出を求めるとともに、排出元及び排出先市町村と協議の上、適正な運搬と処分を指導する。

(5) 処理施設の概要

① 中間処理施設

施設名	根室北部広域ごみ処理施設
所在地	野付郡別海町別海 13 番地の 5
構成町	標津町・別海町・中標津町・羅臼町
処理廃棄物	可燃ごみ
計画搬入量	930.0 t
残渣の処分方法	焼却残渣、不燃性残渣は最終処分場に埋立

施設名	根室北部廃棄物処理広域連合 リサイクルセンター くるっと
所在地	標津郡中標津町東当幌 16 番地 11
構成町	標津町・中標津町・羅臼町
処理廃棄物	ペットボトル・プラスチック・紙製容器包装・白色トレイ・びん・かん・新聞紙・雑誌類・段ボール・紙パック
計画搬入量	281.0 t
残渣の処分方法	根室北部広域ごみ処理施設にて焼却後、焼却残渣は最終処分場に埋立

② 最終処分場

施設名	根室北部衛生組合
所在地	目梨郡羅臼町峯浜町 746 番地
構成町	標津町・羅臼町
処理廃棄物	焼却残渣、不燃性残渣、不燃ごみ
埋立容量	約 5,545 m ³
埋立期間	令和 5 年 8 月～令和 20 年 7 月（予定）

(6) 分別区分及び手数料等

① 分別区分

分別区分	ごみの種類	排出方法	
燃やせるごみ	生ごみ類、紙類、皮類、布類、プラスチック類、ゴム類、その他	指定ごみ袋	
燃やせないごみ	陶器・ガラス類、小型家電製品類、金属・刃物類	指定ごみ袋	
粗大ごみ	家具類などの大型ごみ	業者に申し込み、証紙を貼り付け	
資源ごみ	かん	ジュース・酒類の缶、缶詰の缶など	透明・半透明の袋
	びん	ジュース、お酒類、ジャム、調味料等のびん	透明・半透明の袋
	ペットボトル	ジュースやしょう油のペットボトル	透明・半透明の袋
	発泡・白色トレイ	発泡スチロール、白色トレイ	透明・半透明の袋
	プラスチック製の容器包装	(プラマークのあるもの) カップ類、袋類、その他容器類、ボトル・チューブ類	透明・半透明の袋
	紙類の容器包装	(紙マークのあるもの) タバコの箱、紙袋、お菓子・カレーの紙箱	透明・半透明の袋
	段ボール、紙パック、コピー用紙、新聞、雑誌	段ボール、紙パック、コピー用紙、新聞、雑誌	種類ごとに分けてひもで十字に縛る
	危険ごみ	電池、蛍光灯、体温計等	透明な袋

② 手数料等

ア. 町指定ごみ袋

排出区分	種類	色	サイズ	販売価格
一般家庭・事業所共通	可燃物	黄	大	132 円
			小	66 円
			極小	33 円
	不燃物	青	大	132 円
			小	66 円
			極小	33 円
	粗大ゴミ	—	—	—

イ. 直接搬入料金

取扱区分	金額
0.5 トン以下	1,100 円(1 枚)
0.5 トン超 1 トン以下	2,200 円(2 枚)
1 トン超 2 トン以下	4,400 円(4 枚)
2 トン超 4 トン以下	6,600 円(6 枚)
4 トン超 6 トン以下	8,800 円(8 枚)
6 トン超	11,000 円(10 枚)

※1 枚 1,100 円の直接搬入証紙を必要枚数購入

5. 環境美化の推進

(1) 不法投棄及びポイ捨ての防止

標津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、関係機関と連携しながらパトロール、指導等の対策を進め、適正処理の普及啓発のために看板設置や広報誌での周知を図る。

また、ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所の活動を拡大し、不法投棄及びポイ捨ての防止に努める。

(2) 清掃活動に対する支援

連合町内会が毎年実施している「春の町内一斉清掃」をはじめに、各学校や各種団体、民間企業による自主的な清掃活動が活発化しており、環境美化への意識が高まっているため、このような活動を拡大するためごみ袋の提供などの支援に努める。

<生活排水処理編>

1. 対象区域 標津町全域
2. 対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 基本方針

生活排水処理対策の基本として、快適な生活の実現を目標に汚水の処理、生活環境の保持及び水の適正利用等に関する普及・啓発を行っていくとともに、公共下水道及び合併処理浄化槽を、本町としての生活排水処理施設整備の柱として考え、地区ごとの諸条件を考慮しつつ整備方法を基本方針として進めていく。

- (1) 各下水道事業の計画区域については、下水道整備及び処理施設への接続を進める。
- (2) 上記以外の区域については、合併処理浄化槽整備を進める。

4. 処理計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	令和元年度	目標年次 令和16年度
1. 行政区域内人口	5,187人	3,705人
2. 計画処理区域内人口	5,187人	3,705人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,347人	3,602人
4. 生活排水処理率	83.80%	97.20%

区 分	令和元年度	目標年次
		令和16年度
1 計画処理区域内人口	5,187人	3,705人
2 水洗化・生活雑排水処理人口	4,347人	3,602人
(1) コミュニティプラント	-	-
(2) 合併処理浄化槽	592人	700人
(3) 下水道	3,825人	2,902人
(4) 農業集落排水事業	-	-
(5) その他	-	-
3 水洗化・生活雑排水未処理人口	18人	15人
4 非水洗化人口	840人	88人
5 計画処理区域外人口	0人	0人
生活排水処理率	83.80%	97.20%

(2) 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	町及び個人
(2) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	町
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	根室北部衛生組合

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

① 収集、運搬体制の主体及び収集、処理計画量

区分	収集運搬の主体	収集・処理計画量
し尿・浄化槽汚泥	許可業者	1,700KL

② 処理施設の概要

施設名	し尿処理浄化センター
設置主体	根室北部衛生組合(標津町、中標津町、羅臼町)
所在地	標津郡標津町字茶志骨東2線1番地の24
処理方式	前処理＋一次・二次処理(嫌気性消化＋活性汚泥処理)＋消毒処理(塩素剤注入)＋臭気処理(水洗浄＋アルカリ洗浄)＋汚泥処理(脱水＋焼却)
処理能力	47k1/日
竣工年次	昭和46年3月
処理対象廃棄物	し尿・浄化槽汚泥